第４中「の支援体制の整備」を「並びに経営力向上の支援体制の整備」に改め、第４の１中「又は異分野連携新事業分野開拓に係る取組」を「若しくは異分野連携に新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業」に、「中小企業に」を「中小企業者等に」に改め、第４の１一中「又は異分野連携新事業分野開拓」を「若しくは異分野連携新事業分野開拓」に改め、「中小企業」の下に「又は経営力向上を行おうとする中小企業者等」を加え、第４の１二中「又は」を「若しくは」に改め、「係る事業」の下に「又は中小企業者等の経営力向上に係る事業」を、「助言」の下に「並びに経営力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進」を加え、第４の１三中「又は」を「若しくは」に改め、「係る事業」の下に「又は中小企業者等の経営力向上に係る事業」を加え、第４の３一イ並びに二イ及びロ中「中小企業」を「中小企業者等」に改め、第４の３二に次のように加える。

ヘ　認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「ローカルベンチマーク」の指標をはじめとした財務・非財務の基本事項について中小企業等と認識を共有し、必要な支援策を実施するとともに、中小企業等が「ローカルベンチマーク」を活用することを促すこと。

注）「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等や支援機関が、企業の経営状態を把握し、事業者と認定経営革新等支援機関が互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに経営者、関係者、事業及び内部管理体制に係る四つの非財務情報から構成される。

ト　認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「事業承継ガイドライン」を踏まえて、中小企業に対して計画的な事業承継に向けた取組を促すことにより、中小企業の事業承継を契機とした経営力向上を支援すること。

注）「事業承継ガイドライン」とは、中小企業が円滑に事業承継を行うための手引きである。事業承継計画の策定に当たっての留意点や、親族内承継、従業員承継、合併、買収による承継等の事業承継方法ごとの具体的な対策等について記載している。

第４に次のように加える。

４　事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

中小企業者等の経営力向上に係る取組を支援するため、事業分野別経営力向上推進業務を実施するに当たっては、当該事業分野に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一　当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修

当該事業分野に属する中小企業者等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報についての普及啓発及び研修による教育訓練を行うこと。

二　当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究

経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集し、整理し、及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

５　事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

一　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三　事業分野別経営力向上推進業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、事業分野別経営力向上推進業務の実施体制を構築すること。

四　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

６　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第４を第５とし、第３の次に次のように加える。

第４　経営力向上

１　経営力向上の内容に関する事項

一　経営力向上

「経営力向上」とは、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、第二号から第五号までに掲げる事項とする。

二　事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

経営力向上に資する知識の習得又は技能の向上のための教育訓練、熟練技能者の技能承継のための教育訓練その他の事業者がその雇用する従業員に対して実施する教育訓練をいう。

三　財務内容の分析の結果の活用

売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の事業者の経営力把握に有用な財務情報の数値について把握し、適切な非財務情報と組み合わせることで、経営力向上に係る管理すべき指標を定めるとともに、当該指標により、当該事業者の過去の状況、同業他社の状況又は業界平均値等と比較し、当該事業者の経営の状況を把握することで得られた情報を、事業活動に活用することをいう。

四　商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

客層ごとの購買傾向の情報その他の商品又は役務の需要の動向を把握することで得られた情報を事業活動に活用することをいう。

五　経営能率の向上のための情報システムの構築

既製の情報システムの導入その他の経営能率の向上のための情報システムの構築をいう。